

可児市 ICT 教育に関する基本計画

(第2期 令和7年度～令和11年度)

令和7年4月

可児市教育委員会

目 次

1.	はじめに	2
2.	趣旨	3
3.	教科指導等における ICT の有効活用	4
4.	情報活用能力の育成	8
5.	校務の情報化	10
6.	学びの保障	12
7.	教職員の ICT 活用指導力向上	12
8.	計画の目標値	12
	<用語解説>	14

1. はじめに

本市の第1期「ICT教育に関する基本計画」は、令和2年度から令和5年度までの期間に実施されました。この間以下のとおり ICT 教育の推進に向けたさまざまな取り組みを進め、成果を上げることができました。

- ・令和2年度に1人1台のタブレット端末を整備し、令和3年度より運用を開始しました。
- ・小中学校に無線ネットワーク環境を整備したことで、リモート授業の実施が可能となり、さらに別室登校等で教室での授業に参加できない児童生徒もオンラインで授業の様子を視聴できるようになりました。
- ・令和3年度中に全ての普通教室にプロジェクタを設置し、指導者用デジタル教科書を利用した効果的な教材提示が行われました。
- ・デジタルドリルソフトのアカウントを児童生徒一人ずつに付与し、個別学習を促進しました。
- ・授業支援ソフトを活用し、課題の配布や提出、児童生徒同士の交流をタブレット端末上で行えるようにしました。
- ・令和4年度より GIGA スクール運営支援センターを設置し、月に1回、委託の技術員が各校を訪問して教職員のサポートを行いました。

GIGA スクール構想^{※1}の第2期端末更新において、本市は令和6年度に機器の調達を進め、令和7年度から児童生徒用端末をWi-Fiモデルのタブレット端末からLTEモデルのタブレット端末^{※2}に更新します。このため、第2期「ICT教育に関する基本計画」は、新たな端末を計画に反映させるため、令和7年4月に公表することとなりました。

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第2項および第3項に基づき、本市のICT教育推進に関する基本的な計画として策定するものです。

LTEモデルのタブレット端末導入により、Wi-Fi環境の有無に関わらずネットワーク接続が安定するため、教室でのICTを活用した学習が促進されます。校外学習など、Wi-Fiがない環境でもインターネットを利用できるため、即座に情報収集、整理、共有が可能です。また、家庭のWi-Fi環境に依存せず、端末を家庭学習に活用できます。このように、児童・生徒は1人1台端末を「学習の文房具」として活用することで、いつでもどこでも学習できるようになります。これにより、学習効果が最大限に引き出されることが期待されます。

このようなICT環境の向上は、個別最適な学びや協働的な学びの充実につながります。児童生徒一人ひとりの学習状況や理解度に合わせて、最適な学習内容や方法を提供できるようになり、また、端末上で中間の意見を確認したり協力して学習に取り組んだりすることができるようになります。

一方ICTを活用していく中で、インターネットの利用に伴う健康への影響や、情報モラルに関する問題が生ずる場合もあります。よりよくICTを活用していくための、健康への配慮や情報モラル教育の推進を図っていきます。

これらを踏まえ、策定したものが本計画です。本計画は、第3期可児市教育振興基本計画を踏まえ、本市が目指すICT教育の方向性を示しています。

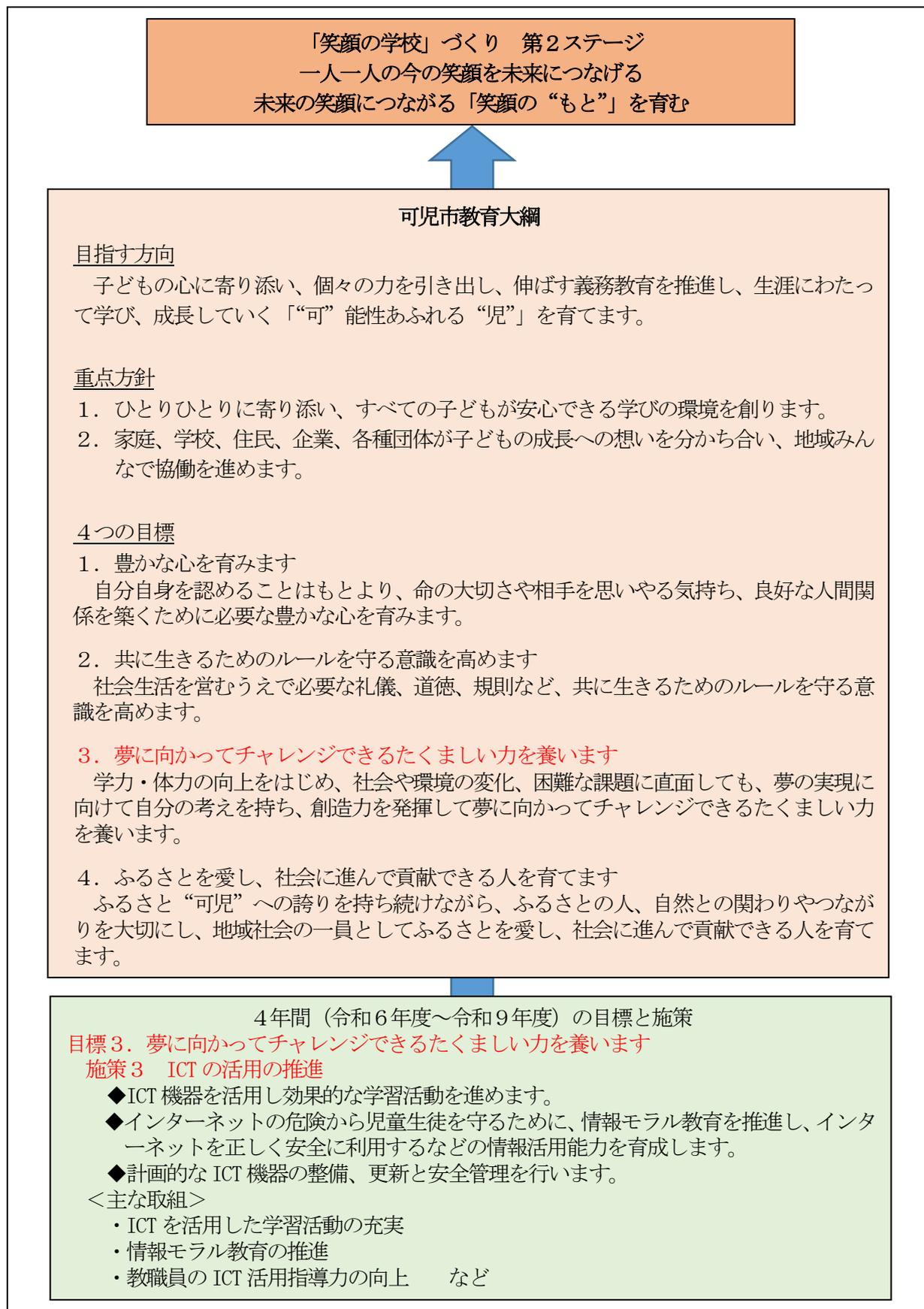
本計画は、ICT教育に関する国や県の動向、および教育現場のニーズを捉え、柔軟に改善を図りながら推進します。

今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

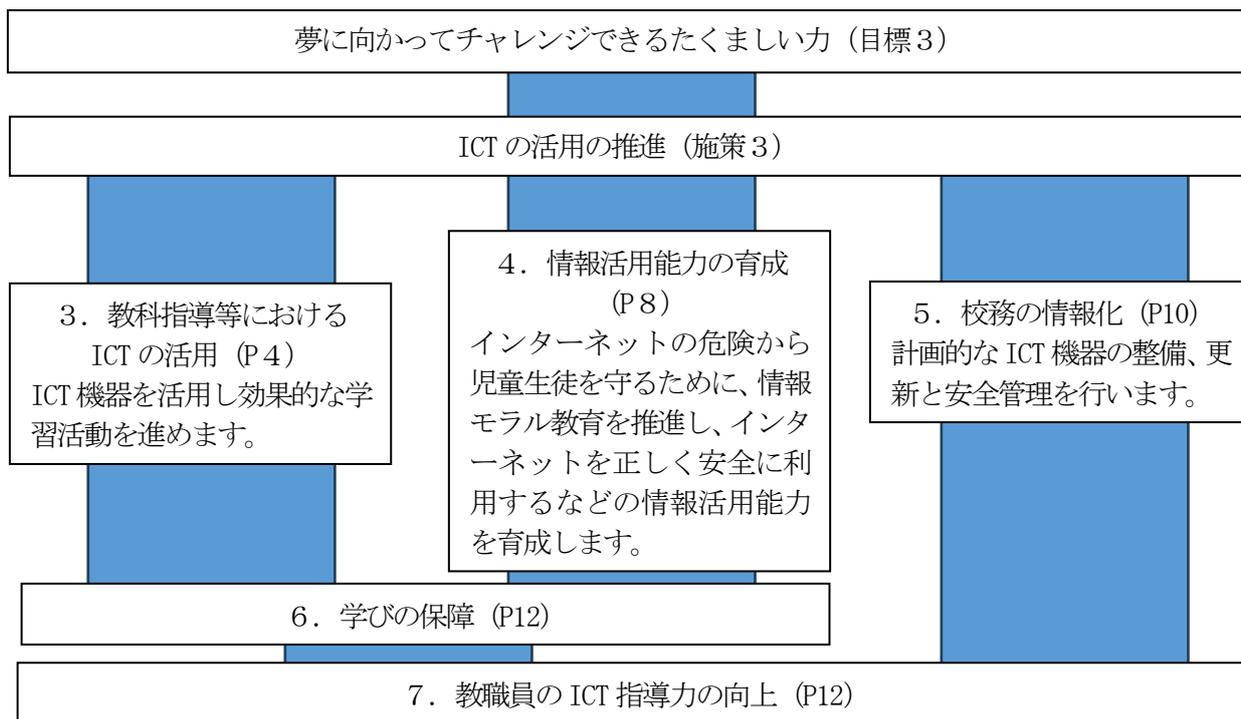
令和7年4月
可児市教育委員会

2. 趣旨

第3期 可児市教育振興基本計画(令和6年度～令和9年度) (可児市教育委員会 令和6年3月)には、以下の通り、ICTの活用の推進が位置づけられています。

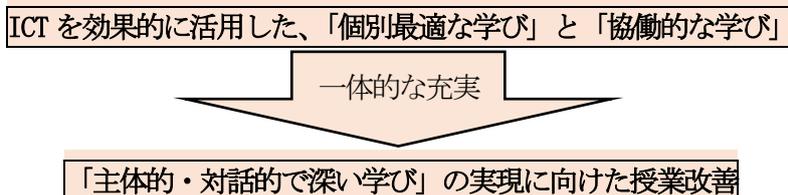


本計画は、「第3期可児市教育振興基本計画」を受け、ICTの活用の推進の具体について、次の図のような構成で、まとめられています。



3. 教科指導等におけるICTの有効活用

(1) 可児市が目指す授業の姿



① ICTを効果的に活用した「個別最適な学び」の姿 (例)

- ・児童生徒が、自ら調べたり、考えをまとめたり、発表・表現したりする場面において、1人1台のタブレット端末を主体的に活用する姿
- ・学習者用デジタル教科書やデジタルドリルを用いて、児童生徒1人1人の習熟や興味関心に応じた学習をする姿
- ・1人1台端末を用いて、学び方や学ぶ内容を自己調整しながら学びを進める姿

② ICTを効果的に活用した「協働的な学び」の姿 (例)

- ・授業支援ソフトを活用することで、児童生徒同士が互いの考えに触れ自身の考えを広めたり深めたりする姿
- ・学習課題に対して、授業支援ソフトの共有ノート等の機能を用いて、即時的に複数の意見・考えを示しながら、議論したり、整理したりする姿
- ・1人1台端末を用いて、グループで分担、協働しながら、同時並行で作品の制作等を進める姿
- ・オンライン会議等を用いて、学校外の方と交流する姿

(2) 取組内容・計画

① 学習端末の整備・更新

下記〈可児市端末整備・更新計画〉のとおり、令和6年度に学習者用端末を調達し、令和7年度に全端末を更新します。端末更新については、岐阜県公立小中学校等情報機器整備事業費補助金を活用しました。



端末の更新で期待するのは次の点です。

・どこでも、つながる学び

LTE モデルのタブレット端末は、校内のWi-Fi環境が不安定なところ、家庭や校外学習先など、場所を選ばずにインターネットに接続できます。使いたいときにすぐに使える、鉛筆やノートのような、身近な学習の文房具として活用できます。端末更新により、学びたいときに学習への集中力を途切れさせない、スムーズな学びが可能となります。

・直感的な操作で、思考を表現する学び

タッチペンを使うことで、鉛筆とノートのように、タブレット端末の画面上で提示された資料に直接自分の考えを書きこむことができます。キーボード入力が苦手な児童生徒でも、自分の考えをタブレット上に表現することを、直感的な操作で行うことが可能となります。

・ICTに関わる基本的な操作の習得

正しい指使いが身に付けられるよう、指ごとに色分けされたキーボードを採用しています。正しいタイピングやアプリの操作などタブレット端末の活用を通して、ICTに関わる基本的な操作の習得が期待できます。

〈可児市端末整備・更新計画〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 児童生徒数	7741	7565	7322	7098	6814
② 予備機を含む整備上限台数	8902	8699	8420	8162	7836
③ 整備台数 (予備機除く)	7829	0	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	7829	0	0	0	0
⑤ 累積更新率	100%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	1174	0	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	1174	0	0	0	0
⑧ 予備機整備率	100%	100%	100%	100%	100%

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7年度に全端末を更新する予定です。令和8年度から令和10年度においては、児童数は減少することを想定しているため、追加整備は行わない方針です。

また、児童生徒用端末の更新に併せて、教職員用端末を650台調達する予定です。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：令和2年度導入分8,618台（児童生徒用8,238台、教職員用380台）

令和3年度導入分 135 台（児童生徒用 0 台、教職員用 135 台）

○処分方法

令和2年度と3年度に導入した 8,753 台について、使用可能な端末は、学校の要望に応じてオンライン授業配信用端末等としての利用や、可見市本庁における出退勤管理用など補助端末などとして活用を検討しています。

域内での再使用ができない端末については、適正な再使用及び再資源化を実施できる処分委託先を選定して、リユース、リサイクルする予定です。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和6年12月 処分事業者（次期端末リース契約に含む） 選定

令和7年5月 新規購入端末の使用開始

令和7年5月～ 使用済端末の事業者への引き渡し（令和3年度導入分については令和8年4月～）

② 大型提示装置の整備・更新

本市では、令和3年度に電子黒板機能付きプロジェクタを全小中学校の普通教室に各1台整備しています。教職員は、指導用デジタル教科書をプロジェクタで投影し、電子黒板機能を用いた書き込みや写真提示等を行うことで、課題や資料の効果的な提示・共有を行うことができます。今後、必要に応じて、大型提示装置の更新について検討を進めていきます。

③ 授業支援ソフト※3の活用の推進

授業支援ソフトは、各校の意見を集約し、より使いやすく協働的な学びを生み出すものを選定しました。その活用を促進するため、夏季の市主催職員研修「授業支援ソフト活用講座」を実施し、研修を重ねています。今後は、より実践的な研修を充実させ、研修受講者が各校のICT研修で講師役を担うことで、可見市内の授業において授業支援ソフトの活用が当たり前になることを目指します。

	授業支援ソフトの活用の推進
令和7年度	・市主催の夏季研修にて、授業支援ソフト活用講座（1日）を実施予定 ・効果検証・継続利用の協議予定
令和8年度	・市主催の夏季研修にて、授業支援ソフト活用講座（1日）を実施予定 ・効果検証・継続利用の協議予定
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	

④ AI型デジタルドリルソフト※4の活用の推進

より個別最適な学びを提供するために、児童生徒の学習理解に合わせて問題が出題されるAI型デジタルドリルソフトを導入します。令和6年度に、複数のAI型デジタルドリルソフトからトライアル等を踏まえて導入ドリルを決定しました。積極的な活用を推進するための職員研修の実施や、AI型デジタルドリルソフトが旧来の紙のドリルに代わることができるのか等の検証を進めていきます。

小学校の算数科の学習については、岐阜県教育委員会が作成した「NEW! GIFU ウェブラーニング」の活用の推進を引き続き行っていきます。

	AI型デジタルドリルソフトの活用の推進
令和7年度	・AI型デジタルソフト導入研修の実施 ・実施時間等の調査を踏まえ、活用推進を進める

令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証の実施予定 ・効果的な活用実践の交流
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・継続利用の協議予定
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な活用実践の交流
令和11年度	

⑤ デジタル教科書（指導者用・学習者用）の配備

指導者用のデジタル教科書は、クラウド版のデジタル教科書※5を採用しています。教職員は、指導用デジタル教科書をプロジェクタで投影し、電子黒板機能を用いた書き込みや写真提示等を行うことで、課題や資料の効果的な提示・共有を行うことができます。今後も、必要な指導者用デジタル教科書の選定、導入を進めていきます。

学習者用デジタル教科書は、令和6年度は、国の事業にのみの一部導入となっています。学習者用デジタル教科書は、個別最適な学習を進める上で大変有用であると考えています。今後は、国の動向を注視し、他市町村の動きを参考にしながら、市として採用の判断をする検討をしていきます。

	デジタル教科書（指導者用・学習者用）の配備
令和7年度	指導者用デジタル教科書 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校に国語、算数・数学、理科、社会を導入 ・令和8年度必要なデジタル教科書の選定 学習者用デジタル教科書 <ul style="list-style-type: none"> ・国の事業により、小学校5年生以上と中学校において、英語のデジタル教科書が全ての学校に、算数・数学のデジタル教科書がおおよそ半分の学校に提供
令和8年度	指導者用デジタル教科書 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校に国語、算数・数学、理科、社会、英語を導入予定 ・次年度必要なデジタル教科書の選定 学習者用デジタル教科書 <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を見て、市としての採用判断をしていく
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	

⑥ 児童生徒による生成AI※6の活用

児童生徒が生成AIを活用することについては、令和6年12月に文部科学省より「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）」が示されました。令和7年度以降の児童生徒による生成AIの活用については、全国の先進事例を参考にしながら、可児市版の「学習における生成AIの利用ガイドライン」の作成を進めるかの検討をしていきます。

4. 情報活用能力の育成

(1) 可児市が目指す情報活用能力※7の育成の姿



児童生徒が安心して、ICT 機器を活用することができる環境整備を進め、各教科等において、ICT 機器を適切に活用した学習活動の機会を充実させることで、児童生徒の「情報活用能力」の育成を図ります。

(2) 取組内容・計画

① 基本的な操作の習得にかかわって

各授業等において1人1台端末を正しく操作することを通して、児童生徒の発達段階に応じた基本的な操作の習得することを目指します。児童生徒の発達段階に応じた、基本的操作を以下の通り設定しました。今後、ICT 教育担当者会等を通して必要に応じて見直しをしていきます。

<基本的操作の体系表>

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
基本操作	端末の起動や終了 パスコードの入力 アプリの起動と終了 適切な音量調整 タブレット端末の基本操作(タップ、長押し、スワイプ、ピンチアウト、ピンチイン)	アプリのダウンロード		
入力	タッチペンによる手書き入力 音声による入力	ホームポジションの理解 ローマ字入力 コピー、ペースト等の活用	正しい指使いの定着 ローマ字入力(1分間40文字程度) ショートカットキーの活用	正しい指使いの定着 ローマ字入力(1分間60文字程度) 協働編集(共有ノート)
記録編集	画像や動画の撮影、音声の録音 画像や動画、音声データの削除	スクリーンショット 写真や画像の文章への挿入		動画の編集
WEB検索	単語を入力しての検索 検索結果の確認	複数のキーワードやフレーズを使って検索 検索結果の評価		AND、OR、NOTなどの検索演算子を使って検索
プレゼンテーション	簡単なスライドの作成	表やグラフ、画像・動画を用いたスライドの作成	アニメーションや配色等の機能を活用したスライドの作成	説得力のあるスライドの作成
表計算		表やグラフの作成	簡単な関数を活用した計算	統計処理

② プログラミング的思考※8の育成にかかわって

本市では、教科書による学習に加え、学習教材を活用したプログラミング的思考の育成を推進してきました。第2期においても、この流れを継続し、プログラミング的思考の育成をさらに推進していきます。

i プログラミング教材※9の整備

令和2年度より5年生算数および6年生理科でのプログラミングの学習や総合的な学習の時間、クラブ活動等で利用するために、各小学校に希望調査をもとにプログラミング教材の貸し出しを行っています。今後は、教材の消耗に応じて、機器の変更や補充の検討を進めていきます。中学校においては、従来のパソコン教室の利用形態を見直し、新たなプログラミング教材の導入など、iPadを活用した新たなプログラミング教育の展開を検討いたします。

プログラミング教材の整備	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラミング教材を市内小学校10校（兼山小学校は自校のものを使用）で活用 ・教材の消耗等の調査、機器の変更・補充、貸し出し方法等の運用についての検討 ・中学校プログラミング教材に係る検討
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラミング教材を市内小学校10校（兼山小学校は自校のものを使用）で活用 ・教材の購入の検討
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	

③ 安心・安全・健康な活用に向けて（情報モラル※10、情報セキュリティ、健康面への配慮等）

情報モラル（情報セキュリティや健康面への配慮等の指導を含む）について、トラブル対応的に実施するだけでなく、1人1台タブレット端末を活用する場面において、計画的に指導していくことを大切にしていきます。

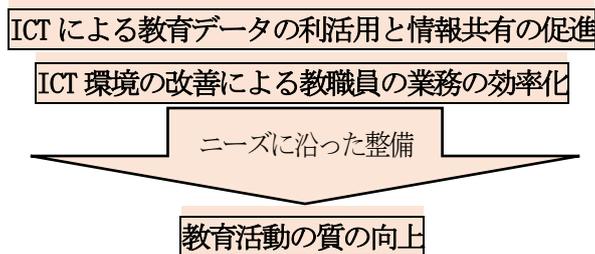
その方向性を踏まえて、令和6年度に情報モラル（情報セキュリティや健康面への配慮等の指導を含む）の教材について見直し・選定を行い、令和7年度より教材を変更します。

安心・安全・健康な活用に向けての指導は、令和7年度4月に改訂した、「可児市GIGAスクール ICT・タブレット端末活用ルール」や岐阜県教育委員会が発行する情報モラル啓発資料を用いて行っています。「可児市GIGAスクール ICT・タブレット端末活用ルール」については、可児市ICT教育担当者会等で見直しを図っていきます。

安心・安全・健康な活用に向けて (情報モラル、情報セキュリティ、健康面への配慮等)		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな教材を活用しての指導（ICT機器を活用する際に、情報活用能力と情報モラルをセットに学ぶことができる教材に変更） ・教材の活用研修を実施予定 ・「情報モラル啓発資料」等資料を活用しての指導 ・e-ネットキャラバン※11等のゲストティーチャーの活用（学校への情報提供） 	「可児市GIGAスクールICT・タブレット端末活用ルール」 ・見直し
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の活用研修を実施予定 	
令和9年度	<資料>情報モラル啓発資料	
令和10年度	<その他> e-ネットキャラバン等のゲストティーチャーの活用（学校への情報提供）	
令和11年度		

5. 校務の情報化

(1) 可児市が目指す「校務の情報化」の姿



校務の情報化により児童生徒の様々な教育データの分析や教職員間や保護者への情報共有の促進をねらいます。また、教職員の業務効率化により、負担軽減、授業準備や児童生徒と向き合う時間の創出、ワークライフバランスの充実を図ります。これらにより、教育活動の質の向上を目指します。

(2) 可児市の取組計画

① ネットワーク整備計画

i ネットワークアセスメント^{※12}による課題特定のスケジュール

令和6年度に実施したネットワークアセスメントの結果、一部の無線アクセスポイント^{※13}の設置位置の関係で、電波状況に課題があることが分かりました。また、日常使用中で、2クラスに1台のアクセスポイントの状況下では、処理能力不足のため、同時接続が一定数を超えると通信が不安定になるという課題があることが分かりました。

ii ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

令和7年度の第2期 GIGA タブレットに LTE モデルの1人1台端末を採用し、Wi-Fi 環境を補完します。また、令和7年度中に校内無線ネットワーク環境の設計を行い、令和8年度に再構築を実施します。

② 校務 DX 計画

i 教職員用1人1台タブレット端末の整備

令和3年度に教職員用1人1台タブレットの整備を完了しています。令和7年度から LTE モデルの端末を採用し、教育委員会事務局職員分を含め整備することで、コラボレーションツール^{※14}を活用して連絡が取りあえる環境を整えます。

ii ネットワーク環境

校務用端末について、令和7年9月の更新に併せてゼロトラスト^{※15}に基づくセキュリティ対策を導入し、業務のロケーションフリー^{※16}が可能な校務環境の構築を予定しています。

iii 校務のデジタル化

教職員1人1人に業務用メールアドレスを付与しており、外部との連絡に活用しています。令和5年度から保護者連絡アプリを導入しており、保護者への連絡についても教職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化ができる環境を構築しています。今後1人1台端末で利用しているツールを活用して学校-学校間、市教育委員会-学校間の文書連絡・資料送付に活用していく予定です。また、学校間や学校と教育委員会とのやりとりにおいて、FAX 及び押印の原則廃止を進めていきます。

iv 次世代校務システムの導入に向けて

現在岐阜県化統一のプライベートクラウド※17 で運用している校務支援システムを利用しています。令和8年度に県下統一で更新計画があり、パブリッククラウド※17 を利用したシステムの導入を検討しています。

v 生成AIの活用

校務の効率化において、生成AIの活用は今後大きな効果を発揮すると考えています。本市では、令和6年9月に「校務における生成AIの利用ガイドライン（1.0版）」を策定し、全職員が生成AIを利用できる環境を整えています。今後は、生成AIに関わる調査分析を進めるとともに、「校務における生成AIの利用ガイドライン（1.0版）」の見直しとともに利用の促進を図ります。

	生成AIの活用
令和7年度	・各校の実践事例の収集や生成AIに関わる調査 ・校務における生成AIの利用ガイドラインの見直し
令和8年度	・効率的な生成AIの活用についての推進 ・各校の実践事例の収集や生成AIに関わる調査 ・校務における生成AIの利用ガイドラインの見直し
令和9年度	
令和10年度	
令和11年度	

③ 校務支援の充実

i ICT支援員の配置

令和4年度よりGIGAスクール運営支援センターを設置し、月に1回、委託の技術員が各校に赴き、教職員のサポートを行っています。令和7年度よりICT支援員の配置を強化（市内16校に対し4名の支援員の配置）し、各小中学校に週1回の割合でICT支援員が在中する体制とします。これにより、名簿データのインポートをはじめとする、学校でのICTに関する様々な処理について、教職員は直接ICT支援員に質問することが可能となります。その外にも、職員への研修、教材作成支援、授業補助などのICTに係る様々な支援の実施を想定しています。

ii 電話による支援

令和7年度よりICTに関わる電話相談窓口（コールセンター）を設置します。機器の故障に関わることやソフトウェアの操作について、支援員が不在の時にでも対応できるようにします。

iii オンラインによる支援

令和6年度には、コラボレーションツール内にオンライン上で問合せをしたり情報を閲覧したりできる全教職員参加型（市内小中学校の全教職員および教育委員会事務局職員が参加）のチームを設定しました。令和7年度以降もICTツールの使用方法に関する解説動画などを随時アップロードし、いつでもどこからでも視聴できる環境を整えることを予定しています。

6. 学びの保障

(1) 可児市が目指す「学びの保障」の姿



誰一人取り残さない学びの保障を目指し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して一人ひとりの特性に合わせたきめ細やかな支援を行ったり、別室登校や不登校傾向の児童生徒に対して教室から離れていても学び続けられる環境を提供したり、外国籍の児童生徒に対して翻訳等言語の壁を越えた学習支援を行ったりする際に、ICTの利活用を模索し多様なニーズに対応していきます。

7. 教職員の ICT 活用指導力向上

(1) 可児市が目指す「教職員の ICT 活用指導力向上」の姿



ICT 支援員を活用し、校内研修の充実を図ります。令和7年度からのGIGA第2期においては、導入研修などを強化し、より効果的な研修を提供します。また、市の研修においても、各校の現状を踏まえた研修を実施します。

ICT 教育担当者会では、ICT 教育の推進に係る情報共有を密にするだけでなく、担当教職員向けの研修内容を各校に持ち帰り広めることで、校内研修の充実を図ります。

さらに、コラボレーションツール内に ICT ツールの使用方法に関する解説動画を随時アップロードし、教職員が主体的に自己研修を行える環境を整備します。

8. 計画の目標値

教科指導等における ICT の有効活用に関わって	年度	割合
「授業に ICT を活用している」と回答した割合 (%)	R7	80.0
	R8	
	R9	90.0
	R10	
	R11	

教科指導等における ICT の有効活用に関わって	年度	割合
AI 型デジタルドリルの活用率 (%) 週に1度以上活用した児童生徒の割合の年間平均	R7	50.0
	R8	60.0
	R9	70.0
	R10	80.0
	R11	

校務の情報化に関わって	達成年度
学校間や学校と教育委員会とのやりとりにおいて、FAX 及び押印の原則廃止	令和8年度

校務の情報化に関わって	年度	割合
生成 AI を校務で活用している教職員の割合 (%)	R 7	20.0
	R 8	30.0
	R 9	40.0
	R10	50.0
	R11	

<用語解説>

P2

※1：GIGA スクール構想

文部科学省が提唱する、児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現することを目的とした構想です。

※2：LTE モデルのタブレット端末

Wi-Fiに加え、携帯電話回線（LTE）を利用してインターネット接続が可能なタブレット端末です。

P6

※3：授業支援ソフト

授業でのICT活用を支援するソフトウェアです。主な機能は以下の通りです。

・デジタル教材の配布と共有

教師は、資料、画像、動画、音声などのデジタル教材を生徒に配布し、共有することができます。

児童生徒は、配布された教材に直接書き込みをすることができます。

・生徒の思考の可視化と共有

生徒は、テキスト、手書き、画像、音声など、さまざまな形式で自分の考えやアイデアを表現し、共有することができます。

教師は、生徒の思考過程をリアルタイムで把握し、個別の指導に役立てることができます。

・協働学習の促進

生徒同士が意見を交流したり、共同で課題に取り組んだりすることで、協働学習を促進することができます。

・提出と評価の効率化

生徒は、課題やレポートをデジタル形式で提出し、教師は、それらをオンラインで評価することができます。

※4：AI型デジタルドリルソフト

人工知能（AI）を活用し、生徒一人ひとりの学習状況に合わせて最適な問題を出題するソフトウェアです。従来のドリル学習とは異なり、AIが個々の生徒の理解度や習熟度を分析し、苦手な分野や克服すべき課題を特定することで、効率的かつ効果的な学習を支援します。

P7

※5：クラウド版のデジタル教科書

教科書の内容をデジタル化し、インターネット上のクラウドサーバーに保存して利用する教科書です。インターネット環境があれば、どの端末からも利用することが可能です。

※6：生成AI

人工知能（AI）の一種であり、文章、画像などを生成できる技術の総称です。

P8

※7：情報活用能力

「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」です。学習指導要領解説では、情報活用能力は各教科の学びを支える基盤であり、その具体を次のとおり整理されています。

学習活動において、

- ① 必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る力
- ② 情報を整理・比較する力
- ③ 得られた情報を分かりやすく発信・伝達する力
- ④ 必要に応じて情報を保存・共有する力

このような①～④の学習活動を遂行する上で必要となる、

- ⑤ 情報手段の基本的な操作の習得
- ⑥ プログラミング的思考
- ⑦ 情報モラル
- ⑧ 情報セキュリティ
- ⑨ 統計 等

また、学習指導要領解説では、情報活用能力を構成する資質・能力について以下の通り整理されています。

知識・技能	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。
思考力・判断力・表現力等	様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。
学びに向かう力・人間性等	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

これらの情報活用能力に関する指導項目の分類や系統について、文部科学省委託事業「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』（以下、IE-School という。）」では、次のように例示されています。

<参考>文部科学省「教育の情報化に関する手引き」（抜粋）

表 2-4 IE-School における実践・研究を踏まえた情報活用能力の例示

		分類
A. 知識及び技能	1	情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 ①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2	問題解決・探究における情報活用の方法の理解 ①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3	情報モラル・情報セキュリティなどについての理解 ①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力、判断力、表現力等	1	問題解決・探究における情報を活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む） 事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
C. 学びに向かう力・人間性等	1	問題解決・探究における情報活用の態度 ①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2	情報モラル・情報セキュリティなどについての態度 ①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

表 2-5 情報活用能力育成のための想定される学習内容

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング (本事業では、問題解決・探究における情報活用の一部として整理)	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

P9

※8：プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力です。

※9：プログラミング教材

プログラミングを通して、コンピュータに指示を与え、思い通りの動作を実現させるためのツールです。ロボットや電子工作キットなど、実際に手で触れて操作できる具体物や、コンピュータ上でプログラミングを行い、キャラクターやオブジェクトを操作したり、ゲームを作成したりするプログラミングソフトを指します。

※10：情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度です。学習指導要領解説では、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させること、さらに情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要であることが記されています。

※11：e-ネットキャラバン

総務省と文部科学省が連携し、一般財団法人マルチメディア振興センターが事務局となって推進している、子どもたちが安全にインターネットを利用するための知識やスキルを習得することを目的とした啓発活動です。

P10

※12：ネットワークアセスメント

ネットワークの現状を評価し、課題を特定することです。

※13：無線アクセスポイント

Wi-Fi を利用するための機器です。

※14：コラボレーションツール

チームや組織が共同で作業を行う際に、情報共有やコミュニケーションを円滑にするためのツールの総称です。

※15：ゼロトラスト

組織内の通信だから安全という考え方をやめ、全ての通信を疑ってセキュリティ対策する考え方です。

※16：ロケーションフリー

場所にとらわれずに業務ができることです。

P11

※17：プライベートクラウド、パブリッククラウド

専用線で構築された閉じた環境で提供されるプライベートネットワークに対して、インターネット経由の開かれた環境で提供されるクラウドサービスです。